

刈谷市週休2日制工事実施要領（建築工事）

（目的）

第1条 “地域の守り手”である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取組の一つとして、週休2日制工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）週休2日制工事 次号から第4号までに掲げる形式に取り組む工事をいう。
- （2）通期の週休2日 第4条に規定する対象期間内の全日数に対する現場閉所（休息）日数の割合（以下「休日取得率」という。）が28.5%以上となることをいう。
- （3）月単位の週休2日 第4条に規定する対象期間内のすべての月ごとにおいて休日取得率が28.5%以上となることをいう。
- （4）完全週休2日 第4条に規定する対象期間内において、原則として土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）が現場閉所（休息）となることをいう。
- （5）現場閉所 巡回パトロールや保守点検を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉鎖された状態をいう。
- （6）現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- （7）発注者指定型 第3条に規定する対象工事のうち、発注者が選定する工事をいう。
- （8）受注者希望型 第3条に規定する対象工事のうち、発注者指定型以外の工事をいう。

（対象工事）

第3条 週休2日制工事の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、市が発注する公共建築工事積算基準を適用する工事で、設計金額130万円以上

の全ての工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事を除く。

- (1) 著しく施工期間が短い工事
- (2) 緊急の応急復旧工事
- (3) 工程や完成時期に著しく制約がある工事
(対象期間)

第4条 対象工事の受注者が週休2日制工事の取組を行う期間(以下「対象期間」という。)は、工期の着手日から完了届を提出する日(以下「工事完了日」という。)までの間とする。ただし、次の各号に掲げる期間(以下「非対象期間」という。)を除く。

- (1) 準備期間(工期の着手日から現場に着手する日(以下「施工開始日」という。)の前日までの期間をいい、現場事務所等の設置及び測量に係る期間を含む。)
- (2) 後片付け期間(施工を完了した日(以下「施工完了日」という。)の翌日から工事完了日までの期間をいう。)
- (3) 夏季休暇(3日間)
- (4) 年末年始休暇(6日間)
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事事務等により稼働しない期間
- (7) 豪雨、出水、地震等の天災に対する突発的な事情に対応する期間
- (8) 受注者の責によらず、週6日以上現場作業を余儀なくされる期間
(取組内容)

第5条 受注者は、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 対象工事の施工計画書に、形式、現場閉所(休息)予定日及び非対象期間が分かる工程表を添付し提出すること。
- (2) 毎月5日までに、現場閉所(休息)日及び非対象期間を明示した工程表を工事打合簿に添えて監督員に提出すること。
- (3) 市が行う週休2日制工事に係るアンケート調査及びヒアリング調査に協力すること。

2 前項第1号の工程表については、休日取得率が28.5%以上となるよう作成しなければならない。

3 受注者希望型で週休2日制工事に取り組む場合は、施工計画書提出前に、監督員と協議するものとする。

(工事成績評定)

第6条 当該工事が次の各号に掲げる形式の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当すると認めるときは、工事成績評定において評価するものとする。

(1) 月単位の週休2日 対象期間内のすべての月ごとにおいて休日取得率が28.5%以上の場合

(2) 完全週休2日 対象期間内の全ての週間数に対する土曜日、日曜日及び休日を現場閉所(休息)とした週間数の割合(以下「完全週休2日取得率」という。)が100%の場合

2 月単位の週休2日について、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 対象期間の開始日に関わらず暦上の月を一月とする。

(2) 暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所(休息)では28.5%に満たない月については、その月の対象期間内における土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(休息)を行っている場合、28.5%を達成とみなすものとする。

3 完全週休2日において、完全週休2日取得率が100%未満の場合であっても、対象期間内のすべての月ごとにおいて休日取得率が28.5%以上の場合には、月単位の週休2日として評価するものとする。

4 完全週休2日取得率の算出に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 日曜日から土曜日までを1週間として算出すること。

(2) 非対象期間により土曜日又は日曜日のいずれかが欠ける週は、同一週の日曜日又は土曜日を現場閉所(休息)とした場合、達成とみなすものとする。

(3) 現場条件等により土曜日又は日曜日に作業を行う場合、その同一週(土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日)で振替休日確保するものとする。

(4) 現場条件等により月曜日から金曜日の休日に作業を行う場合、その同一週の月曜日から金曜日で振替休日確保するものとする。

5 工事成績評価は、工事成績評価表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等 その他」において評価する。

6 通期の週休2日は評価しないものとする。

(取組証の発行)

第7条 発注者は、前条の規定により対象工事を工事成績評価において評価した場合で、受注者が希望するときは、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証(様式第1号)を発行するものとする。ただし、最終契約金額が1,000万円未満の対象工事については、工事成績評価において評価した場合であっても週休2日制工事取組証を発行しない。

(経費の補正)

第8条 本要領の対象工事における経費の補正については、次のとおりとする。

(1) 補正率

労務費(工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)に次の補正係数を乗じるものとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、調査・設計等、外注が想定される業務に係る労務費については、補正の対象としない。

形式	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.04	1.02

※市場単価及び物価資料の掲載価格について、上記の補正係数から算出した補正率(別紙1)を用いる。

(2) 補正方法

ア 発注者指定型

当初設計から月単位の週休2日(4週8休以上)の達成を前提とした補正係数を労務費に乘じ、現場閉所(休息)状況を確認後、最終変更設計時に形式に応じて労務費を補正し、変更契約を行う。なお、完全週休2日の補正係数は、月単位の週休2日と同一とする。

イ 受注者希望型

現場閉所(休息)状況を確認後、最終変更設計時に形式に応じて労務費を補正し、変更契約を行う。

2 複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に第8条(1)の補正率を乗

じて補正する。

3 市場単価の掲載価格は、別紙1の補正率を用いた下記の式により補正する。

【新営工事】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

【全館無人改修及び執務並行改修（施工の作業効率の影響が無い場合）】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

【執務並行改修（施工の作業効率が悪くなる場合）】

- ・市場単価×改修補正率
- ・補正市場単価×改修補正率

4 物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）は、別紙1の補正率を用いた下記の式により補正する。

【新営工事】

物価資料の掲載価格×新営補正率

【全館無人改修及び執務並行改修】

物価資料の掲載価格×改修補正率

（工事名）

第9条 発注者指定型で発注する工事は、工事名の末尾を「（週休2日）」とするものとする。

（設計図書）

第10条 週休2日制工事の設計図書は、次の各号に掲げる発注方式に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

（1）発注者指定型 「本工事は、週休2日制工事の発注者指定型の対象工事とする。詳細については「刈谷市週休2日制工事实施要領（建築工事）」を参照すること。」

（2）受注者希望型 「本工事は、週休2日制工事の受注者希望型の対象工事とする。詳細については「刈谷市週休2日制工事实施要領（建築工事）」を参照すること。」

2 一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、原則全ての工事につ

いて同一の発注方式を選択する。

(委任)

第11条 この要領に定めのない事項は、監督員と受注者が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年5月21日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の刈谷市週休2日制工事实施要領（建築工事）の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

(様式第1号)

年 月 日

週休2日制工事取組証

契約者名

工 事 名		
路 線 等 の 名 称		
工 事 場 所		
最 終 契 約 金 額	金	円
工 期	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日	
週休2日制工事の形式		月単位の週休2日
		完全週休2日

刈谷市長 稲垣 武

表 1 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	補正係数			
		月単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上)		通期の週休 2 日 (4 週 8 休以上)	
		新設 補正率	改修 補正率	新設 補正率	改修 補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事		1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事		1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事 (シーリング)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具 (カラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具 (シーリング)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価

「物価資料」：物価資料の掲載価格

記載がない項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す

表 2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要※	補正係数			
		月単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上)		通期の週休 2 日 (4 週 8 休以上)	
		新設 補正率	改修 補正率	新設 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2 種金属線及び同ボックス ケーブルラック	1.03	1.21	1.01	1.01
		1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボン ディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用 (壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
配線工事	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票 (金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表 3 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要※	補正係数			
		月単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上)		通期の週休 2 日 (4 週 8 休以上)	
		新設 補正率	改修 補正率	新設 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャン パー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の 取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22